

事 務 連 絡
平成30年3月19日

入札参加の皆様へ

赤磐市

「赤磐市物品の購入等に係る入札結果等の公表に関する事務取扱要綱」の
改正について

公共調達に係る入札・契約については、公平性、透明性及び競争性等を確保して、適正かつ効率的な事務の執行を図ることが不可欠であることから、次のとおり入札制度の見直しを行うこととしましたのでお知らせします。

記

(1) 目的

入札・契約手続きの透明性の向上

(2) 改正内容

物品購入及び役務提供業務の入札結果の公表方法について、従来の窓口閲覧に加え、赤磐市ホームページへの掲載を行うこととする。

(3) 対象となる案件

競争入札に付す物品購入及び役務提供業務

(4) 施行年月日

平成30年4月1日から施行し、施行日以降に公告又は指名通知する業務について適用する。

以上